

建物総合損害共済

平成 2 1 年 4 月 1 日 適用
(社)全国市有物件災害共済会

◆てん補責任の範囲（災害共済金が支払われる範囲）

災害の種別	てん補割合	免責金額	大規模災害のてん補限度額	
			1回の事故の てん補限度額	同一年度内の 限度額の有無
火災	100 分の 100	無し	無し	無し
落雷			＊ 2 億円	
爆発				
物体の落下		損 害 額 5 万円未満	無し	無し
車両の衝突				
騒じょう				
破壊行為				
風・水災	100 分の 50	2 億円	有り	
雪災	100 分の 100		無し	
土砂崩れ				

＊住宅物件基率適用のものを除く。

◆免責条項（災害共済金が支払われない損害）

- ・故意もしくは重過失または法令違反による損害
- ・はっ酵もしくは発熱または加熱もしくは乾燥作業による損害
- ・紛失または盗難による損害
- ・学校施設ならびに住宅物件基率を適用する建物、工作物および動産のガラスのみに生じた損害
- ・車両の衝突または接触による電車、自動車の損害
- ・屋外動産の内部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊により、屋外動産内の動産について生じた損害
- ・戦争、暴動その他の事変またはテロ行為による損害
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
- ・核燃料物質等による損害